

## 一般財団法人への移行のご挨拶

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当法人は、公益法人改革関連法令により法人格の変更をおこない、平成25年4月1日付けで一般財団法人に移行いたしました。

当法人は、昭和48年7月11日の設立以来、働く人びとの健康保持のための必要な予防と治療の普及、啓発をおこない、その健康管理に寄与することを法人の使命とし、努力して参りました。

一般財団法人への移行後も、役職員一同、創立の目的を忘れず、外来診療活動、健康診断活動、健康増進活動をすすめ、健康維持増進の相談や啓発等の事業、労働災害の動向や研究・広報等の事業、無料低額診療制度の健康相談等の事業を通じて、社会へ貢献すべく取り組んでまいり所存です。

今後とも、引き続き、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成25年4月

一般財団法人京都労働災害被災者援護財団

理事長 三宅成恒

一般財団法人京都労働災害被災者援護財団  
京都城南診療所  
所長 永田文雄

## 記

1. 新旧名称 : 新法人の名称：一般財団法人京都労働災害被災者援護財団  
旧法人の名称：財団法人京都労働災害被災者援護財団
2. 移行日 : 平成25年4月1日
3. 所在地等 : 所在地、電話番号等及び金融機関口座番号・口座名につきましては、変更ございません。なお、一般財団法人への移行後におきましても、法令に基づいて、法人としては、その同一性を保ち存続いたします。従いまして、既存の契約が平成25年4月1日を越えて継続する場合、平成25年4月1日をもって、「財団法人京都労働災害被災者援護財団」の契約上の地位は「一般財団法人京都労働災害被災者援護財団」に継承いたします。

以上